



# 佐賀県公報

平成17年  
5月10日  
(火曜日)  
号 外

(◎印は、県例規集に登録するもの)

## 目次

○平成十七年度毒物劇物取扱者試験の実施

(業 務 課)

## ○ 公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号に規定する平成17年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり行います。

平成17年 5月10日

佐賀県知事 古 川 康

### 1 試験科目

#### (1) 筆記試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物の性質及び貯蔵その他取扱方法

#### (2) 実地試験

毒物及び劇物の識別及び取扱方法

(実物鑑定ではなく、記述式により行う。)

### 2 試験日時

平成17年 8月2日 (火) 10時30分から12時40分まで

### 3 試験場所

佐賀県職員互助会館 (佐賀市内一丁目6番5号)

### 4 受験願書の受付期間及び提出先

#### (1) 受付期間

平成17年6月6日 (月) から6月17日 (金) まで。ただし、土曜日及び

日曜日は除きます。

なお、郵送による場合は、平成17年6月17日 (金) の消印があるもので受け付けます。

#### (2) 受付時間

8時30分から17時15分まで

#### (3) 受験願書提出先

佐賀県健康福祉本部業務課

(郵便番号840-8570 佐賀市内一丁目1番59号)

### 5 提出書類 (各1通提出)

#### (1) 受験願書

受験願書は、業務課及び各保健所に準備しています。

なお、佐賀県のホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp>) からダウンロードできます。

#### (2) 住民票の写し

出願前6か月以内に発行され、本籍の記載されたもの

#### (3) 写真

出願前6か月以内に撮影した縦5センチメートル横4センチメートルで、

脱帽、上半身、正面像のもの

#### (4) 官製はがき

受験者の住所及び氏名を明記したもので、裏が白色無地のもの

### 6 受験手数料

10,500円 (佐賀県収入証紙によること。)

既に納入された手数料は、いかなる理由があっても返還しません。

### 7 合格発表

(1) 平成17年8月18日 (木) 9時に県庁本館前の掲示板及び各保健所の掲示板又は玄関に掲示します。  
また、佐賀県のホームページにも掲載します。

(2) 試験合格者には、郵送により合格証書を交付します。

8 簡易開示制度

佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条に基づき簡易開示制度により、試験結果について受験者本人に限り、口頭により開示請求ができます。

(1) 開示方法 閲覧又は口頭

(2) 開示内容 科目別得点及び総合点

(3) 開示期間 平成17年8月18日（木）9時から9月20日（火）17時15分まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(4) 開示場所 佐賀県健康福祉本部業務課（新行政棟3階）

(5) 必要書類 受験者本人であることを証明する書類（受験票、運転免許証等）

(6) その他 開示請求希望者は、事前に佐賀県健康福祉本部業務課麻薬・毒劇物担当へ連絡すること。

9 受験手続に関する問い合わせ先

佐賀県健康福祉本部業務課（電話番号 0952-25-7082）

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）  
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年五月十日印刷及び発行  
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日  
印刷所 株式会社古川総合印刷